

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第28号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第7条の2第3号中「第3項」を「第4項」に改める。

第8条の2第1項中「の各号」を削る。

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「の写し」を削る。

第19条第1項中「を限度として」を「に限り」に改め、同条第2項中「、無効」を「又は無効」に改め、「又は最低制限価格を下回る金額で入札した者」を削る。

第23条各号列記以外の部分中「第3条に定める競争入札参加資格審査申請書」を「指名競争入札参加資格審査申請書」に改め、同条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第24条第1項中「申請者に」の右に「対し」を加える。

第28条中「右欄に掲げる額」の右に「の範囲内」を加える。

第28条の2第1項中「随意契約によることができる」及び「の各号」を削る。

第32条の2第1号中「第2号」を「第3号」に、「第3号」を「第4号」に改める。

第33条第2項中「次の各号に掲げる行為を行うときは」を「競争入札等を行おうとするときは、次に掲げる事項について」に改める。

第34条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項中「当該保証事業会社」を「当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく当該保証をした保証事業会社」に改める。

第35条第1号中「し、当該保険契約に係る保険証券」を「したうえ、当該契約に係る保険証券」に改め、同条第6号中「場合において、」の右に「契約金額が少額であり、かつ、」を加える。

第40条第1項第6号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

第43条中「製造その他の請負契約」の右に「（以下「請負契約」という。）」を加える。

第45条中「期限」を「期間」に改める。

第50条第1項中「その義務の履行につき、」の右に「請負契約にあつては完成したとき、その他の契約にあつては給付の完了のとき、」を加える。

第53条第1項中「を作成」を「の作成を指示」に改める。

第57条の見出しを「（担保責任の特則等）」に改め、同条第1項中「相手方は」の右に「、民法第566条本文（同法第559条本文において準用する場合を含む。）又は同法第637条第1項の規定にかかわらず」を加え、「売買又は仕事の」を削り、「かしについて、民法第570条において準用する同法第566条第1項又は同法第634条第1項及び第2項前段に規定する」を「種類又は品質に関する」に、「負わなければならない」を「負うものとする」に改め、同条第2項中「契約の相手方が前項の義務を履行しない場合」を「民法第563条第1項又は第2項第2号（これらの規定を同法第559条本文において準用する場合を含む。）に規定するとき」に改める。

第61条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号中「破産者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第62条中「が公益上必要」を「は、公益上必要がある」に改め、「契約者」を「契約の相手方」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### （適用区分）

2 この規程による改正後の京都市交通局契約規程第57条及び第61条の規定は、この規程の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

（交通局企画総務部財務課）